平成２３年（フ）第１１４３５号
神奈川県三浦市初声町下宮田813―１　小松ハイムＢ―102
破産者　春日　和雄
１　決定年月日　平成23年10月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１４４１号
東京都江戸川区清新町２丁目８―１―1206
破産者　浅岡　信光
１　決定年月日　平成23年10月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１４４４号
埼玉県草加市栄町１丁目８―16―113
破産者　高橋　　智
１　決定年月日　平成23年10月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１４４５号
東京都小金井市緑町３丁目12―38―203
破産者　福井　昭彦
１　決定年月日　平成23年10月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１４４６号
東京都青梅市大門１丁目376　市営大門第６住宅318号
破産者　松田　英之
１　決定年月日　平成23年10月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１４４７号
東京都港区新橋４丁目６―１　三浦方
破産者　圓山　和美
１　決定年月日　平成23年10月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１５１０号
千葉県浦安市堀江１丁目17―16
破産者　菊地　正喜
１　決定年月日　平成23年10月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１５４６号
東京都立川市上砂町５丁目62―１
破産者　宮岡ゆり子
１　決定年月日　平成23年10月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１５６０号
東京都足立区新田１丁目18―１―203
破産者　長岡　伸司
１　決定年月日　平成23年10月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１５９０号
東京都世田谷区深沢６丁目21―４―203
破産者　石川　知徳
１　決定年月日　平成23年10月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１５９１号
東京都世田谷区深沢６丁目21―４―203
破産者　石川　君子
１　決定年月日　平成23年10月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１６７７号
東京都武蔵村山市緑が丘1460―78―104
破産者　岡本　紀裕
１　決定年月日　平成23年10月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１６７８号
東京都新宿区高田馬場３丁目14―３―105
破産者　南條　潔湖（旧姓野田）
１　決定年月日　平成23年10月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１９５２号
札幌市西区発寒１条４丁目５番12号　ヴェール401号
破産者　開隆建設工業株式会社
１　決定年月日　平成23年10月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第５３３号
さいたま市北区宮原町３丁目295番地
破産者　株式会社フレンズ
１　決定年月日　平成23年10月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第６６４号
さいたま市桜区大字大久保領家562番地７、住民票上の住所埼玉県川口市大字西新井宿416番地
破産者　亡小村眞也相続財産
１　決定年月日　平成23年10月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１０７３号
さいたま市緑区大字三室956番地10　三山コーポＶ105
破産者　有限会社タシロ
１　決定年月日　平成23年10月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第４５６号
千葉県松戸市新松戸７丁目514番地
破産者　磯貝　一貴
１　決定年月日　平成23年10月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第６号
新潟県妙高市大字毛祝坂57番地１
破産者　有限会社岩崎建設
１　決定年月日　平成23年10月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所高田支部

平成２１年（フ）第５５８７号
大阪市中央区瓦町２丁目５番４号
破産者　株式会社松田輪商店
１　決定年月日　平成23年10月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部